

令和元年度第4回（第29回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和2年2月10日（月）

午後6時30分～午後8時30分終了予定

会場：北とぴあ 14階スカイホール

○開会

○議題

1 北区子ども・子育て支援計画2020【案】に関するパブリックコメント実施結果(案)

2 子ども・子育て施策に係る報告事項

(1) 学童クラブの定員拡大について

(2) 浮間中学校等複合施設の開設について

(3) 子ども家庭支援センター条例の制定について

(4) 「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」の締結について

(5) 北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）について

3 子ども・子育て施策に係る令和2年度予算案の概要について

○閉会

【配布資料】 委員名簿、事務局名簿、座席表

議題1	資料1-1	北区子ども・子育て支援計画2020【案】に関するパブリックコメント実施結果（案）
議題1	資料1-2	北区子ども・子育て支援計画2020【案】11/12版からの変更箇所
議題1	資料1-2 追加	保育園 量の見込み・確保方策の修正【当日配布】
議題2(1)	資料2-1	学童クラブの定員拡大について
議題2(2)	資料2-2	浮間中学校等複合施設の開設について
議題2(2)	参考資料	改築レター 浮間中学校等複合施設
議題2(3)	資料2-3	子ども家庭支援センター条例の制定について
議題2(4)	資料2-4	「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」の締結について
議題2(5)	資料2-5	北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）について
議題2(5)	別紙	北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）
議題3	資料3	東京都北区 令和2年度予算案の概要（抜粋）【当日配布】

第4期 北区子ども・子育て会議委員一覧

令和元年8月1日現在

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	イワサキ ミチコ 岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長
	カミナガ ミツコ 神長 美津子	國學院大學教授	副会長
	イトウ ヒデキ 伊藤 秀樹	東京学芸大学講師	
	オダガワ ハナコ 小田川 華子	首都大学東京客員教授	
区内団体推薦	アカツマ スミエ 我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	アダチ ケンイチロウ 足立 賢一郎	北区民生委員児童委員協議会	
	カスミ ホマレ 川染 譽	北区立中学校PTA連合会	
	サタ ヨシテル 佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	
	シカダ マサヒロ 鹿田 昌宏	北区医師会	
	スズキ マサオ 鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	
	タナベ シゲル 田邊 茂	北区私立幼稚園協会	
	ハヤシ ケンタロウ 林 賢太郎	連合東京北地域協議会	
	モリ ケンタロウ 森 健太郎	北区立小学校PTA連合会	
区職員・ 関係行政機関	オクムラ ヒロシ 奥村 宏	北区立中学校長会	
	カイツカ カズシ 貝塚 一石	北区立小学校長会	
	コウソカベ 香宗我部 まゆみ	北区立保育園長会	
	サカウチ ヤエコ 坂内 八重子	北区立児童館長会	
	ハットリ ショウコ 服部 晶子	北区立幼稚園長会	
	ヨコモリ サチコ 横森 幸子	東京都北児童相談所	
区民	コバヤシ コウイチロウ 小林 宏一郎	公募委員	
	シンボ トモエ 新保 友恵	公募委員	
	ホリノウチ ノリコ 堀ノ内 紀子	公募委員	

※五十音順、敬称略

人数 22名

令和元年度北区子ども・子育て会議事務局

役 職	元年度	備考
子ども未来部長	ハヤカワ マサコ 早川 雅子	
教育振興部長	オノムラ ヒロユキ 小野村 弘幸	
健康福祉部長	ミネザキ ユウジ 峯崎 優二	
多様性社会推進課長	チノネ カオル 茅根 薫	
健康推進課長	ウチヤマ ヨシアキ 内山 義明	
教育政策課長	マツムラ セイジ 松村 誠司	
学校支援課長	センダ タクミ 千田 琢己	
教育指導課長	ヤマザキ タカシ 山崎 隆	
子ども未来課長	センバ タキオ 銭場 多喜夫	
子ども環境応援担当課長	センバ タキオ 銭場 多喜夫	令和元年11月1日 から兼務
子どもわくわく課長	ウジエ アキラ 氏江 章	
保育課長	タカギ トシシゲ 高木 俊茂	
子ども家庭支援センター所長	キヨタ ハツエ 清田 初枝	
子ども未来部副参事 (児童相談所開設準備担当)	クリユウ タカカズ 栗生 隆一	

敬称略

13名

北区子ども・子育て支援計画 2020（案）に関するパブリックコメント実施結果（案）

意見募集期間：令和元年12月10日（火）～令和2年1月15日（水）

意見提出者数：11名・1団体（内訳：ホームページ9名・1団体、郵送1名、ファクシミリ1名）

意見総数：42件

周知方法：北区ニュース（12月10日号）、子ども未来課、区政資料室、地域振興室、区立図書館、児童館及び子どもセンター・ティーンズセンター、北区ホームページ

提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方・修正内容は以下のとおりです。

【計画全般について】

No.	意見（要旨）	区の考え方
1	未来そのものである子どもたちが安心して思う存分各自の能力を発揮し、幸せな未来を自らの手で切り拓いていけますよう、行政、市民が一緒になってその育ちを支える方向に、この活動計画のかじ取りをお願いいたします。	自ら育つ力を持つ子どもたちの力を引き出すとともに、子育てをしている保護者を支援し、地域社会全体と協力しながらまちぐるみで子育てをする環境づくりをおこないます。そのためにも、本計画を着実に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするため、取り組んでいきます。

【子ども・子育てを取り巻く現状と課題について】

No.	意見（要旨）	区の考え方
2	（15ページ） 児童虐待相談件数が10年前の5倍にもなっています。そこで、もっと地域で助け合えるような環境づくりが大切だと思います。それには日頃から地域でコミュニケーションが取りやすいように地域活動の充実を促進できるとよいと思います。	児童虐待の未然防止を目指し、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを引き続き推進していきます。
3	（48ページ） インターネットと子どもの育ちを取り巻く状況は悪化しています。2013年8月に厚生労働省の「ネット依存の子どもは52万人」と発表がありましたが、昨年の2019年5月には、世界保健機関（WHO）が「ゲーム障害」を新たな依存症として認定しました。北区でのニーズ調査結果では『12歳～18歳のインターネットの一日の利用時間は2時間以上が7割弱で前回調査より増えている』とあります。危機感を強めた方がよいと考えます。子どもたちが利用している内容（ゲームなのか、SNSなのか）はどうなっているのでしょうか？また、12歳未満の子どもの利用実態はどうなっているのでしょうか？特に、未就園児のネット接触には一層の注意を払う必要があります。今後、より具体的な調査をし、その結果に基づいた対策をお願いします。	全教育活動の中で、児童・生徒の情報活用能力の育成に努め、使用にあたっての保護者への啓発にも努めます。また、児童・生徒が実際に何を利用しているかについての調査内容を、今後研究していきます。

No.	意見（要旨）	区の考え方
4	<p>(50 ページ)</p> <p>ティーンズセンター認知度が 10%というのはあまりにも少ないと思います。12 歳～18 歳の年齢層の子どもたちがもう少し安全で立ち寄りやすい場所を作ってほしいと思います。犯罪防止のためにも。</p>	<p>現在、中高生の居場所として、浮間子ども・ティーンズセンターを設置しています。平成 26 年 8 月に策定した「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」に基づき、今後も区内に「ティーンズセンター」を整備していく予定です。また、「ティーンズセンター」の存在を広く知ってもらうために、ホームページ等を通じた情報発信に努めていきます。</p>
5	<p>(57 ページ)</p> <p>57 ページに「子どもを受動喫煙から守るための取組を進める必要があります。」とあるが、北区の受動喫煙防止策は著しく不十分であり、子供を受動喫煙から守れていないという現状を素直に認め、その旨を計画に記載してほしい。</p>	<p>受動喫煙に関しては、北区子ども・子育てに関するニーズ調査のご意見のほか、関係機関に様々なご意見を頂戴しています。区としても、子どもを受動喫煙から守る取組を確実に進めていく必要があると考えていますので、その旨を本計画に記載しています。</p>
6	<p>(58 ページ)</p> <p>58 ページ◆教育の場における子育ての支援と体験機会の提供の本文中で、『小学生の～（中略）～います。生命を尊び、相手を思いやる心を様々な遊びや体験を通して育んでいくため、豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を身につけ、自己肯定感を高め、自己実現を図ることができるよう支援する必要があります。』の表現は文脈がわかりにくいので、以下のようにしては如何でしょうか。</p> <p>『小学生の～（中略）～います。子どもは、様々な遊びや体験を通して生命を尊び、相手を思いやる心を育みます。豊かな体験活動の機会を提供することで、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を身につけ、自己肯定感を高め、自己実現を図ることができるよう支援していきます』</p>	<p>ご提案ありがとうございます。わかりやすい表現になるよう修正します。</p>
7	<p>(59 ページ)</p> <p>59 ページの「子どもがインターネット利用に関するトラブルに遭わないよう、使用方法などについて、より一層意識啓発を行う必要があります」とありますが、この表記では SNS での詐欺や誘拐を連想するのみです。「子どもがインターネット利用に関するトラブルに遭わないよう、また、ネット、ゲーム依存に陥らないよう、使用方法などについて、より一層意識啓発を行う必要があります」と、ゲームやネットの依存症から子どもを守ることを付記してください。</p>	<p>依存症の未然防止は重要と考えますので、ご意見を参考に、「子どもがインターネット利用に関するトラブルに遭わないようにするとともに、インターネット依存、ゲーム依存に陥らないよう、使用方法などについてより一層意識啓発を行う必要があります。」と修正します。</p>

【次世代育成支援行動計画について】

No.	意見（要旨）	区の考え方
8	<p>（77 ページ）</p> <p>子ども・教育に関する複合施設の整備にあたって、さいたま市子ども総合センターの事例を是非参考にしてください。児童相談所、一時保護所、子ども家庭支援センター、子ども発達支援センター、教育総合相談センターを網羅するとともに、親子や小中高生の居場所、交流の場を設けることで、相談に誘導する施設となっています。</p>	<p>ご提案いただきました、さいたま市子ども家庭総合センターについては、現在策定に向けて準備をしている「児童相談所等複合施設基本構想」の検討委員会メンバー等が数度の視察を実施し、区としても参考となる施設の一つと捉えています。児童相談所等の専門的支援を行う機能に併せて、来所する親や子どもが自由にのびのびと過ごす居場所となるよう、引き続き、他自治体の事例を参考としながら、子ども・教育に関する複合施設の整備を進めていきます。</p>
9	<p>（82 ページ）</p> <p>3年前に子ども食堂の活動を始めました。地域に困っている子どもが多数いることに驚くとともに、子どもが育つには、学校や家庭以外の環境が必要だと痛感しています。20 団体を支援とする令和6年度目標が低すぎると感じました。現在、区内には29か所の子ども食堂があります。子ども食堂ネットワークもできました。今後、区は、ネットワークやコーディネーターと意思疎通を図りながら、目標値を検討していくようお願いします。</p> <p>したがって、今回は『R6年度目標 拡充・推進』との記載が妥当だと考えます。</p>	<p>本事業では、家庭の事情等により孤食の常況にある子どもを対象に食事の提供及び居場所づくりを行う団体を支援することにより、困難を抱える世帯の子どもが安心して過ごすことができる地域の居場所づくりの推進を図っています。令和元年度では14の団体に運営にかかる経費の一部を補助する支援を行いました。補助金を交付する支援団体数は年々増えていることから、令和6年度までに20団体を支援する計画としました。補助金を交付しない団体につきましても、開設・運営継続に向けた助言、団体間の情報交換、ボランティアの掘り起こしや要請、活動者と支援者とのコーディネート等の支援を行っていきます。</p>
10	<p>（82 ページ）</p> <p>子ども食堂は大切な場であるが、増やせばいいというものではないと思います。そもそも子どもが食べるのに困るような状況になること自体を改善しなければ、根本的な解決にならないのに、市民活動に尻拭いをさせるのは如何なものでしょうか。孤食を防ぐために、まちのあちこちに多世代が集ってごはんを食べられる場所があるのは嬉しいので、今後もこの動きを見守りつつ、子ども達の健やかな成長のために何が必要か、ともに考えてください。</p>	<p>子ども食堂は、家庭の事情等により、子どもだけで食事をする（孤食）状況の子どもに、食事及び居場所を提供する事業です。そこには年齢の異なる子どもや地域の大人も集まっており、多世代が集って食事ができる場ともなっています。本計画に記載のとおり、子ども食堂を運営する団体等への支援を引き続き行っていきます。</p> <p>なお、経済的困窮状態にある子どもとその家庭等につきましても、本計画及び「北区子どもの未来応援プラン」に基づき、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進していきます。</p>
11	<p>（83 ページ）</p> <p>北区子ども・若者応援ネットワーク【北区社会福祉協議会事業】とありますが、この【 】はどのような意味でしょうか？事業内容には、社協との連携を支援すると記述され、139 ページ資料編の所管課も北区社会福祉協議会で不自然な印象です。区のだこの部署が担当するのかかわからないと、どう支援していくのか、責任所在も不明になります。担当部署を記載してください。</p>	<p>北区社会福祉協議会が行うこの取組が地域の子ども・子育て支援において重要であると考え、区が連携して取組を推進していくことから本計画に記載しました。本取組における区の関わり方や役割などを北区社会福祉協議会と検討し、その役割等によって関係する区の所管課を交え、区として支援していきます。</p>

No.	意見（要旨）	区の考え方
12	<p>(85 ページ)</p> <p>給食について、食材、食事内容、食べる時間の過ごし方など、給食の内容が貧しくなっていることについて改善をお願いしたいです。韓国、フランス等では将来近いうちに完全オーガニック給食を実施するとのこと。北区は群馬県甘楽町との食の循環、連携を行っている先進的な区です。コンポストのメンテナンスをはじめ、食の安全のために農薬、添加物のチェックと献立のバランス、楽しく食べられる時間や環境への配慮を是非北区のスタンダードとして確立していただきたいです。まずは”食の安全研究チーム”を作るなど、すぐに取りかかっていたいただきたいです。</p>	<p>区では食の安全について考慮し、区立小・中学校の給食では食材はできる限り国産のものを使用し、遺伝子組み換え食品は一切使用していません。また、調味料についても基本の調味料（砂糖・塩・酢・醤油・味噌）をベースとして調理を行っており、出汁は献立内容に合わせ、削り節や鶏がら等から丁寧にとったものを使用しています。しかし、大量調理に向けた大きさや品質が均一なものを必要数確保するためには、無農薬や完全オーガニックのものを取り入れることは難しい状況です。</p> <p>安全で安心な給食の提供については、区立小・中学校全校に栄養士を配置し、日々情報を共有し細心の注意を払っています。</p>
13	<p>(86 ページ)</p> <p>「受動喫煙の防止に必要な環境整備の取組」についての具体策を計画に記載するべきである。また、「健康影響の大きい子どもたちを受動喫煙から守る」ためには、公園や小中学校、幼稚園・保育園等の周辺を完全に禁煙化し、現在の区指定喫煙場所も廃止すべきである。</p> <p>「子どもが多く利用する区有施設はすでに敷地内も含めて完全禁煙」(86 ページ、140 ページ)との記載があるが、子どもが多く利用する施設である赤羽会館や北とびあには喫煙所が存在しているため、この記載は正しくない。</p>	<p>受動喫煙の健康影響から子どもたちを守る取組については、さまざまなお意見をいただき、取組を進めています。必要とされる具体的な取組については、順次区民のみなさまにお示ししていく予定です。</p> <p>健康増進法の段階施行に合わせて、区では令和元年7月1日から利用者の中で特に子どもの割合が多い施設について、屋内はもちろん敷地内も含めて禁煙とする取組を行っています。赤羽会館や北とびあなど、多くの子どもが利用する区有施設及び地域の受動喫煙対策についても、順次対応していきます。</p>
14	<p>(89 ページ)</p> <p>SDGs は緊急を要する環境の課題です。現実から目を背けず、地球全体の自然を守るために、他人事ではなく考えて行動する子どもを育てるべく、グレッタ・トゥーンベリさんの発言などを材料に、是非、子どもたちとディスカッションするなどの機会を授業に取り入れてください。子どもたちが地球全体のことを自分の頭で考え、それを行動に移す、そこまで踏み込んだ取組を希望してやみません。</p>	<p>これまで取り組んできました ESD 教育に引き続き、環境について理科や総合的な学習の時間で扱い、環境問題について児童・生徒が主体的に考え、対話し、深く学べるようにしていきます。</p>
15	<p>(89 ページ)</p> <p>「SDGs」の達成に向けた教育と、「持続可能な社会に向けた環境教育」が入ったことは、素晴らしいことだと思います。</p>	<p>区として、いずれの取組も重要であると考えていますので、計画を着実に推進していきます。</p>
16	<p>(92 ページ)</p> <p>プレーパーク事業 について</p> <p>東京都北区プレーパーク協働事業補助金交付要綱に、指導者育成や研修が記載されています。したがって、事業内容について次のように付記をご検討下さい。</p> <p>「子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶことにより自主性や創造性を育み、地域の大人、親、</p>	<p>子ども、親、地域の大人が外遊びを通して触れ合いを深めることは重要と考えますので、ご提案の箇所につきましては、「子どもたちが自分の意思と責任で自由に遊ぶことにより自主性や創造性を育み、子ども、親、地域の大人が外遊びを通して触れ合いを深めるためのプレーパーク事業を市民活動団体と協働して推進していきます。」と修正します。</p> <p>また、令和6年度目標については、開催回数にと</p>

No.	意見（要旨）	区の考え方
	<p>子どもと多世代が外遊びを通して触れ合いを深めます。また、外遊びの指導者養成や研修などの啓発活動を行います。本事業は、市民活動団体と協働して推進していきます。」</p> <p>また、令和6年度目標「年70回開催 参加人数6300人」を「拡充・推進」にしてはどうでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">ほか同意見 1件</p>	<p>らわれず、よりたくさんの子どもの参加してもらえるような取組としていくことを目標とするため、「参加人数6,300人」に修正します。</p>
17	<p>(92ページ)</p> <p>プレーパークは、子どもが自然に触れて友だちと自由に遊べる、親ではない大人とも接する場になっています。子どもの健全育成に有用な活動としてのプレーパーク活動について、区として引き続き援助をお願いします。</p>	<p>小学生にとって外遊びの環境が重要になることについて、区も同様に考えます。子どもたちの社会性や創造力を育み、健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長への支援をする取組として、プレーパーク事業を引き続き推進していきます。</p>
18	<p>小学生が、友だちと一緒に行動しながら成長していくために、外遊びの環境は重要になると思います。今のプレーパークは親子連れが多いので、小学生以上の子どもが自分で来る場として、さらに魅力的な遊ぶ場になっていくことも期待されます。</p>	<p>なお、外遊び環境を充実させる取組につきましては、他の近隣自治体などの取組を参考にしながら検討していきます。</p>
19	<p>子どもたちの自立に向けた支援、居場所となる環境づくりという点で、外遊び環境は大切です。外遊び環境について、行政がもっと、積極的に考えていくべき時であると思います。</p> <p>港区の「子どものあそび場づくり20の提言」や、世田谷の外遊びなど、行政として外遊びに取り組んでいる事例があります。北区も、外遊び環境について取組を行ってください。</p>	
20	<p>(92ページ)</p> <p>人権教育の推進について。自己肯定感、他者のことを考える、物事を批判的に考察する、などの力が諸外国に比べ極端に低いといわれる日本の子どもたち。「人権」というより「主権」の意識が（大人も同様）足りないように思います。すべての教育の要のところに、この人権教育を据える気概で取り組んでください。</p>	<p>「主権」という意味・知識については、児童・生徒は社会科や道徳で学び、考えます。これら教科等の学習にとどまらず、今後全教育活動を通じて人権教育の視点を踏まえた指導に取り組み、児童・生徒の人権意識が醸成されるように努めます。</p>
21	<p>(93ページ)</p> <p>依存症の未然防止の内容について</p> <p>「子どものインターネット依存（ネット・スマホ依存）の未然防止のため」との記載を「子どものインターネット依存（ネット・スマホ依存）、ゲーム依存の未然防止のため」にしてください。</p>	<p>ネット・スマホ依存と同様に、ゲーム依存も未然防止が重要であると考えますので、ご意見を踏まえ修正します。</p>

No.	意見（要旨）	区の考え方
22	<p>(93 ページ)</p> <p>インターネット依存症が注目されています。「スマホの正しい利用法」の啓発にととまらず、区をあげてアウトメディア（インターネットやスマホ等の利用を控えたり使わないようにする）に取り組むなどの積極的な施策が必要です。</p>	<p>区では「SNS 北区ルール」を作成し、児童・生徒が守るべきルールの明確化、保護者への周知を図っています。本ルールは区ホームページ等にも掲載していますが、今後一層の周知・啓発に努めます。</p>
23	<p>(93 ページ)</p> <p>「性の多様性の理解促進」は、当事者への差別や偏見を防ぐのに有効です。小学生のうちから多様性を尊重する意識を育てていく、具体的な事業に期待します。港区では、4月から「トランスジェンダーなど性的少数者（LGBT）が身体の性別にかかわらず職場や学校で制服などを自由に選択できるよう、男女平等参画条例を改正する」という報道がありました。このような例に倣うことも必要かと思えます。</p> <p style="text-align: right;">ほか同意見 1 件</p>	<p>他自治体の事例も参考にしながら、教師の人権感覚を磨き、児童・生徒一人ひとりの個性を大切にす教育の推進に努めます。</p> <p>男女共同参画条例の改正についても、性的少数者についての記述を加えた自治体もあることから、先進事例を参考にしながら検討していきます。</p>
24	<p>(94 ページ)</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが現在の人数では足りないと思います。もう少し増員をお願いします。</p>	<p>スクールカウンセラーについては、全区立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを1名ずつ配置しています。あわせて区のスクールカウンセラーを中学校サブファミリーごとに1名配置し、サブファミリー内の幼稚園・小学校・中学校を巡回しています。平成29年度から在籍生徒数の多い中学校を巡回する区のスクールカウンセラーを1名増員し、教育相談体制の充実に努めています。</p> <p>スクールソーシャルワーカーについては、現在4名配置していますが、国や東京都の動向を見ながら、中学校サブファミリーを単位とする配置を視野に入れ、拡充を計画的に進めていきます。</p>
25	<p>(94 ページ)</p> <p>「放課後子ども総合プラン」の会場である小学校では、安全安心にとられるあまり、子どもの自発的な活動を制約することが懸念されます。</p> <p>子どもの自由な遊びを理解し、見守る姿勢を貫くことができるような現場スタッフの人財育成・研修を充実させて下さい。</p>	<p>放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）では、小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場を提供しています。</p> <p>子どもたちの社会性や創造性を育む多彩な活動を展開し、より一層魅力ある居場所を提供できるように、スタッフ等の人材育成・資質向上を図る研修の充実に引き続き努めていきます。</p>
26	<p>(99 ページ)</p> <p>小学生と中学生の学習支援事業について。</p> <p>私は3年前から小学生の学習支援教室の運営に携わっています。この事業は、困りごとを抱えた地域の子どもたちにとって大切な居場所に</p>	<p>1のご意見について</p> <p>子どもに対する支援を行っている地域の団体や個人の方々が学習支援教室を主体的に運営する中で、学生ボランティアが参加している教室もあります。区では、委託事業者を通じて学生ボランティアの方</p>

No.	意見（要旨）	区の考え方
	<p>なっています。この3年間でわかった事業の課題は、下記の3つです。</p> <p>1 講師の確保 地域に住む元教職員を中心に講師を受けてもらっていますが、不足するため大学生にも登録してもらっていますので、大学生にも講師謝礼を払えるような予算措置が必要です。</p> <p>2 小学生の学習支援事業から中学生の学習支援事業に移行する際、一部の子は移行を渋ります。新しい環境（講師や場所）が苦手なのです。生活福祉課の学習支援事業の対象を小学生に限定しないでください。</p> <p>3 情緒が落ち着かない子どもたちの対応は手探り状態です。専門家の助言などが必要です。『くぎかいだよりNo.275』の山中区議の質問回答に、「教育総合相談センターの教育相談員が学習支援教室を運営するボランティアと特別支援教育コーディネーターのパイプ役として対応する」とありましたので、今後、よろしく願います。</p>	<p>への謝礼を交通費相当分としてお渡ししています。</p> <p>2のご意見について 小学生の学習支援事業は、子どもの状況に寄り添った学習指導や見守りを行い、学力の向上だけでなく子どもの居場所としての機能を担う場として実施しています。中学生の学習支援事業は、受験に向けた学習習慣の定着や社会性の育成を目的とし、進路選択の幅の拡大や自立した生活習慣の実現を支援しています。移行に不安を抱える一部の参加者への対応については、個別の事案に応じて受け入れが可能な、委託事業者や運営者と協議していきます。</p> <p>3のご意見について 地域の学習支援教室で情緒が落ち着かない子どもへの対応については、教育総合相談センターの相談員が相談に対応しています。さらに、学習支援教室から相談があった際の具体的な対応方法については、検討を進めています。</p>
27	<p>（100ページ） 「日本語適応指導教室」の数が不足しています。公立高校受験のためには、民間の日本語ボランティアグループとの積極的な連携が必要だと思います。</p> <p style="text-align: right;">ほか同意見 1件</p>	<p>日本語を母語としない児童・生徒の増加に伴い、区では日本語適応指導教室の開設について、地区の情勢を踏まえ検討していきます。</p> <p>また、保護者に対しても多言語による案内を作成していくことや、「やさしい日本語」を共通コミュニケーション手段として活用するなど、様々な文化的背景を持つ方が、共生していく環境づくりを推進します。</p>
28	<p>北区においても、外国籍の子どもたちが増えていきます。どの子ども生き生きと成長できるように、日本語適応教室の増設とともに、外国籍の保護者に対するサポート体制の充実を望みます。保護者たちが、日本語を十分理解できず、学校、地域で、上手くなじめず、いろいろなトラブルもあると聞いています。北区にともに生きる区民として、きめ細やかな、温かいサポート体制を、願います。</p>	

【子ども・子育て支援事業計画について】

No.	意見（要旨）	区の考え方
29	<p>（115 ページ） 115 ページ（2） 地域子育て支援拠点事業について 子どもセンター事業や放課後子ども総合プラン策定時は北区の子どもが減少するとの予測でしたが、実際は相反して子どもが増えています。児童館を乳幼児親子のための子どもセンターへ移行し施設数を減らす計画を遅めにして下さい。児童館を減らすことは、乳幼児親子の居場所を窮屈にし、わくわく☆ひろばになじまない小学生の居場所を奪うことに繋がります。</p>	<p>区では、小学生の放課後等における安全・安心な居場所を提供するため、放課後子ども総合プランを計画的に推進し、改築中の王子第一小学校を除く全小学校に導入しました。また、小学生の新たな居場所が確保されるなどの周辺環境が整った児童館から、子どもセンター・ティーンズセンターへの移行を順次進めていきます。</p> <p>施設の配置にあたっては、「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」における年少人口の動向などの留意すべき点を踏まえ進めていきます。</p> <p>なお、子どもセンター（児童館）では、様々な理由から放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）に参加していない児童の受け入れを行っています。</p>

【その他】

No.	意見（要旨）	区の考え方
30	<p>公共施設の再配置計画に伴い、児童館を減らす計画が実行されつつあります。乳幼児を連れた親は移動手段も限られ、遠くの施設に行く事は容易ではありません。また、小学生が使えない児童館に変えられてしまいました。幼児と中学生を対象とする施設になりましたが、途切れる事なく小学生が利用できてこそ、中学生になってからも児童館を利用できるのではないのでしょうか？児童館の削減と対象者は見直して下さい。</p>	<p>児童館及び子どもセンター・ティーンズセンターの配置にあたっては、「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」における年少人口の動向などの留意すべき点を踏まえ進めていきます。</p> <p>また、小学生の居場所である放課後子ども総合プラン事業（わくわく☆ひろば）は、児童館（子どもセンター）と連携・協力しながら、児童の健全育成に努めていきます。</p>
31	<p>3歳児の子どもを北区立保育園に通園させています。保育園の方針があって、週4日勤務なので週4日保育園に預けていますが、3歳児は幼稚園でいえば年少にあたる歳であることや、平日定期的に通園することで生活リズムも整えやすいことなどから、保護者が勤務日ではなく特に用事がない日にも通園できるようにしてほしいです。他の自治体や私立保育園によっては、保護者の勤務日を問わず、3歳児以上なら毎日登園できる園があると聞いたことがあります。</p>	<p>保育園においては、お子さまの最善の利益を第一に考え、家庭の中で保護者と接する時間を長くしてほしいとの考えもあることから、登園日等について、各ご家庭の状況に応じた提案などをお話しさせていただくことがあることをご理解ください。</p> <p>日々の保育内容に関しお気付きの点等がございましたら、遠慮なく保育園へご相談ください。</p>
32	<p>昭和町児童室の再開を希望します。尾久駅そばの児童室が閉鎖されているため、子供を遊ばせるのに田端方面まで出かける必要はありません。手軽に行ける公園がない昭和町では、地域の同</p>	<p>区では、児童館を乳幼児親子が一日安心して過ごせる居場所として「子どもセンター」へ、また中高生世代の居場所機能を一層充実させるために「ティーンズセンター」へと順次移行してまいります。移行及び統合は、「放課後子ども総合プラン」を計画</p>

No.	意見（要旨）	区の考え方
	<p>年代の子供と触れ合い、保護者同士の情報交換の場としての児童室は大きな役割を果たします。高層マンションの増加で児童の数も増えています。子供が大きくなる前に、早期の再開をお願いいたします。</p>	<p>的に推進し、小学生の居場所が確保されるなどの周辺環境が整った児童館から順次進めていきます。</p> <p>ご意見の昭和町児童室の再開は予定しておりませんが、施設の配置にあたっては、「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」における年少人口の動向などの留意すべき点を踏まえ進めていきます。</p>
33	<p>0歳児(生後8ヶ月未満)における保育時間(8時半～16時半)を見直してほしいです。共働きのフルタイム勤務では、会社の時短勤務制度で最大2時間をフルに利用しても、お迎え時間に間に合いません。北区の保育園はほとんど認可が占め、認可外(認証等)はほんのわずかしかないうえ、必然的に認可に頼らざるを得ない状況です。品川区や豊島区、大田区などが導入を進めている「育休明け入園予約制度」を北区も導入してください。また、もし0歳保育の利用時間を伸ばすことができないなら、育休を1年取っても保育園に必ず入れる確証がほしいです。</p>	<p>0歳児の保育時間の延長に関しては、保護者の方の就労や待機児童の解消をより一層進めるという観点から検討すべきと認識していますが、朝夕の時間帯の保育士の確保について困難な状況が見受けられるなど、実施する際の解決すべき課題があります。</p> <p>入園予約制度をはじめとする柔軟な入所時期を可能とする施策につきましては、保護者の方の職場復帰において重要なものであると認識しています。一方で、保育園利用の申請者数の増加等により、4月期に育児休業復帰を早めてもなお入園できない世帯が発生しています。この状況を踏まえすと、年度途中の育休復帰までの定員を予約枠として確保する入園予約制度の導入は、現状では課題が多いと考えます。</p> <p>区としては、引き続き保護者のニーズ把握等に努めつつ、前出の課題や他自治体の状況等を研究しながら、望ましい0歳児の保育時間等について検討していきます。</p> <p>なお、保育園の入園にあたっては保護者の方の状況に応じた保育指数に基づき利用調整を行っています。そのため、保育園に必ず入れる確証につきましては、ご希望に添えかねますのでご理解ください。</p>
34	<p>北区ホームページのトップページに「きたハピ」のタイトルがないのでわかりにくいです。「子育てお役立ち情報」や、「子育て・教育」をクリックすると、「きたハピ」のメニュー画面に移ります。また、「きたハピ」のきずなイベントカレンダーですが、図書館の情報(おはなしかいやブックスタート関連)が出てきませんので改善をお願い致します。</p>	<p>ご意見を参考にして、よりわかりやすく利用しやすいサイトの運営を検討していきます。</p>
35	<p>子どもの居場所として児童館の役割が大きかったと思います。10数年前の「北の子プラン」を再検証してください。区内狭しといえども、地域性により文化や環境が微妙に異なる子どもの育ちを、その特性を生かして育むプランだったと</p>	<p>児童館は、乳幼児親子の居場所となる子どもセンターと、中高生世代の居場所となるティーンズセンターへの整備を進めていきます。</p> <p>また、小学生の居場所として、全小学校に放課後子ども総合プラン事業(わくわく☆ひろば)を導入</p>

No.	意見（要旨）	区の考え方
	<p>思います。歴史に学び、地域をふるさととして愛する北の子、地域の子を育てていきたいです。</p>	<p>し、地域とも連携しながら安全・安心な居場所を提供していきます。</p>
36	<p>北区の子どもの人口は、今後10年近く増加するとみられます。その後、減少するとの推定があるとは言え、今生活している子どもたちがより良い環境で学習し、生活するためにも、学校の統廃合は見直して欲しいと思います。現在も特別教室をなくして学級の教室にしていますが、特別教室はその意味があつてつくられています。子どもに負担をかける学校統廃合は見直して下さい。</p>	<p>小学校の学校適正配置については、「東京都北区立学校適正配置計画」に基づき、PTA及び地域から推薦された委員等で構成する検討組織において協議を重ね、合意形成を図りながら推進してきました。学校適正配置計画の目的は、小学校の教育環境の改善と向上を目指すものであり、最終的な目標はすべての小学校において適正規模を確保することです。今後10年程度児童数の増加が見込まれますが、人口動向に注視しつつ、より良い教育環境を整えていきます。</p>
37	<p>北区都市計画マスタープラン2020(案)では、公園について緑の場所という視点しかなく、子どもにとっての公園という視点では全く語られていません。縦割り行政であると感じます。</p>	<p>北区都市計画マスタープラン2020(案)では、第4章「分野別都市づくりの方針」の4-3住環境において、「誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち」との目標のもと、施策体系において「安心して子育てできる環境づくり」の中で公園や緑地の整備について位置付けています。</p> <p>なお、本計画を含めた各計画の取組は、関係部署が緊密に連携して取り組んでいきます。</p>
38	<p>北区では、しきりに、“子育てするなら北区が一番”と喧伝され、保育園対策など力を入れていると感じますが、“子どもが育つなら北区が一番”、ではない。子ども自身が育っていくのだという感覚、信頼が、弱いと感じます。</p> <p>北区として、子どもの権利条約、子どもの人権への理解が弱いと言えるかもしれません。</p>	<p>区も、子どもたちが持っている自ら育つ力を引き出すための支援が重要であると考えていることから、本計画の基本方針の筆頭に“子育て”への支援”として、子どもの心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組むことを記載しました。</p>
39	<p>子どもの権利条約を、子どもも大人も、区民が知るように、広報宣伝の方策をお願いします。66ページに書かれているように、1994年に日本は批准したのですが、全く知られていません。行政が知らせる努力を行っていません。本計画の巻末に資料として掲載されていますが、それだけでは全く意味がありません。「子どもの最善の利益」、「4つの権利」等、全く知られてないのです。区民に「子どもの権利条約」について知らせてください。</p>	<p>人権に関しては、毎年12月の人権週間にあわせた講演会の実施や、北区区民まつりでの啓発活動など、区民への啓発事業を行っています。子どもの権利条約については、区民のみなさまに効果的に周知する方法を検討していくとともに、子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指すことを基本的な視点として、子ども・子育て施策を推進していきます。</p>

北区子ども・子育て支援計画 2020【案】11/12版からの変更箇所

※単純な誤字脱字や軽微な修正・変更は省略しています。

1 北区子ども・子育て支援計画 2020【案】11/12版から北区子ども・子育て支援計画 2020【案】（パブリックコメント実施時のもの）への変更箇所

北区子ども・子育て支援計画 2020【案】11/12版（以下、「11/12版」とします）から北区子ども・子育て支援計画 2020【案】（パブリックコメント実施時のもの。以下、「パブリックコメント版」とします）への変更点です。11/12の子ども・子育て会議での意見等を踏まえ、正副会長にご了解いただいたうえで修正した内容です。

第1章

① P3 (1) 国の動向 4段落目

特別区が児童相談所を設置できるようになったことの表現を追加しました。

② P4 (2) 東京都の動向

待機児童解消のための東京都独自の取組を追加しました。

第3章 修正なし

第4章

③ P75 (11/12版P73) No.1 保育所待機児童解消

内容から「認可保育園を中心とした」という箇所を削除しました。

⇒地域型の小規模保育所の整備を進めており、今後もその傾向があるため

④ P75 (11/12版P73) No.2 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

内容に「待機児童解消と施設整備を計画的に推進します。」の文言を追記しました。

⑤ P97 (11/12版P95) 上段〇2つめ

修正前：「特別支援教育の推進体制のさらなる整備とともに～（以下省略）」

修正後：「一人ひとりに応じた多様な学びの場の整備とともに～（以下省略）」

⇒下段のNo.2とのつながりを出すために表現を修正しました。

⑥ P97 (11/12版P95) No.2タイトル、内容

a) タイトル

修正前：「小・中学校特別支援学級の設置」

修正後：「特別支援教育の推進」

b) 内容

修正前：「(省略) ～設置を進めていきます。」

修正後：「(省略)～設置を進めていきます。また、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を進め、インクルーシブ教育システム(※)の構築に向けた特別支援教育を推進します。」

⇒前回の子ども・子育て会議でのご意見を踏まえ、学級の設置だけではなく、インクルーシブ教育システムについての記載を追記し、あわせてタイトルも修正しました。

⑦ P99 (11/12版P97) 上段〇1つめ

修正前：「生活困窮家庭の支援について、子ども食堂など、子どもの居場所～(以下省略)」

修正後：「生活困窮家庭の支援について、子どもの居場所～(以下省略)」

⇒「子ども食堂」の単語を削除しました。

第5章

⑧ P125 (11/12版P123) 今後の方向性 〇2つめ

前回の子ども・子育て会議でのご意見を踏まえ、平成31年4月1日の待機児童数を追記しました。

第6章

⑨ P132 タイトル修正 「国・都」を削除しました。

⇒国も都も「関係機関」に含まれるため

資料編

⑩ P139 2-(2)-No.3 子ども食堂ネットワーク構築支援事業

記載漏れでしたので追加しました。

2 パブリックコメント版からの修正箇所

パブリックコメントのご意見等を踏まえ、これから修正しようとしている箇所です。

第2章

① P58 (11/12版P57) ※パブリックコメントNo.6

◆教育の場における子育ての支援と体験機会の提供

修正前：「小学生の保護者を対象に～(中略)～います。生命を尊び、相手を思いやる心を様々な遊びや体験を通して育んでいくため、豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を身につけ、自己肯定感を高め、自己実現を図ることができるよう支援する必要があります。」

修正後：「小学生の保護者を対象に～(中略)～います。子どもは、様々な遊びや体験を通

して生命を尊び、相手を思いやる心を育みます。豊かな体験活動の機会を提供することで、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を身につけ、自己肯定感を高め、自己実現を図ることができるよう支援していく必要があります。」

⇒主旨は同じで、表現が伝わりやすいよう修正します（意見者の修正案どおり）。

② P59（11/12版P58） ※パブリックコメントNo.7

◆インターネット（パソコン、スマートフォン等）の使い方の啓発

修正前：「子どもがインターネット利用に関するトラブルに遭わないよう、使用方法などについて、より一層意識啓発を行う必要があります。」

修正後：「子どもがインターネット利用に関するトラブルに遭わないようにするとともに、インターネット依存、ゲーム依存に陥らないよう、使用方法などについてより一層意識啓発を行う必要があります。」

⇒依存の未然防止について追記します。

第3章 修正なし

第4章

③ P92（11/12版P90） No.1 プレーパーク事業 ※パブリックコメントNo.16

a) 内容について

修正前：「子ども達が自分の意思と責任で自由に遊ぶことを通じて、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊びができる、プレーパーク事業を市民活動団体と協働して推進していきます。」

修正後：「子どもたちが自分の意思と責任で自由に遊ぶことにより自主性や創造性を育み、子ども、親、地域の大人が外遊びを通して触れ合いを深めるためのプレーパーク事業を市民活動団体と協働して推進していきます。」

⇒子ども、親、地域の大人が外遊びを通して触れ合いを深めることを追記します。

b) 令和6年度目標について

修正前：「年70回開催 参加人数6,300人」

修正後：「参加人数6,300人」

⇒どれだけの子どもたちが参加するかに重点を置き、参加人数のみの記載にします。

④ P93（11/12版P91） No.4 依存症の未然防止 ※パブリックコメントNo.21

内容について

修正前：「子どものインターネット依存（ネット・スマホ依存）の未然防止のため～（以下省略）」

修正後：「子どものインターネット依存（ネット・スマホ依存）、ゲーム依存の未然防止のため～（以下省略）」

⇒ゲーム依存について追記します。

第5章

⑤ P125～127（11/12版P123～126）

学童クラブの量の見込みと確保方を修正します。

⇒11月末に示された最新の東京都の教育人口推計（公立小学校児童数推計）を基に、量の見込みを修正します。修正表は本資料のP5のとおりです。

資料編

⑥ P157（11/12版P158） 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（抜粋）

子どもの4つの権利をイラストとともに冒頭に追加します。

子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

すべての子どもの命が守られること



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

出典：（公財）日本ユニセフ協会ウェブサイトより

学童クラブ

※11/12の会議当日に席上配布した資料からの修正です（4～6年生は修正なし）

(人)

北区全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	1,082 1,099	1,118 1,154	1,173 1,209	1,191 1,239	1,207 1,253
2年生 量の見込み	893 907	924 952	967 998	984 1,023	997 1,033
3年生 量の見込み	724 739	752 774	788 811	801 834	811 841
1～3年生 量の見込み 計	2,699 2,745	2,794 2,880	2,928 3,018	2,976 3,096	3,015 3,127
1～3年生確保方策	3,220	3,380 3,300	3,460	3,555 3,545	3,555 3,565
過不足 (確保方策一量の見込み)	521 475	586 420 <small>↑計算誤り 正しくは3,260人</small>	532 442	579 449	540 438 <small>↑計算誤り 正しくは466人</small>

赤羽地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	439 457	442 474	449 479	446 481	449 485
2年生 量の見込み	362 377	364 391	370 395	368 397	371 400
3年生 量の見込み	293 307	297 318	301 320	299 323	302 326
1～3年生 量の見込み 計	1,094 1,141	1,103 1,183	1,120 1,194	1,113 1,201	1,122 1,211
1～3年生確保方策	1,445	1,445 1,485	1,445 1,485	1,445 1,485	1,445 1,465
過不足 (確保方策一量の見込み)	351 304	342 302	325 291	332 284	323 254

王子地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	369 360	388 379	416 408	432 426	434 432
2年生 量の見込み	305 297	322 313	343 337	357 352	358 356
3年生 量の見込み	248 242	262 254	280 275	292 288	291 290
1～3年生 量の見込み 計	922 899	972 946	1,039 1,020	1,081 1,066	1,083 1,078
1～3年生確保方策	980	980	1,100 1,060	1,155 1,105	1,155 1,145
過不足 (確保方策一量の見込み)	58 81	8 34	61 40	74 39	72 67

滝野川地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	274 282	288 301	308 322	313 332	324 336
2年生 量の見込み	226 233	238 248	254 266	259 274	268 277
3年生 量の見込み	183 190	193 202	207 216	210 223	218 225
1～3年生 量の見込み 計	683 705	719 751	769 804	782 829	810 838
1～3年生確保方策	795	835	915	955	955
過不足 (確保方策一量の見込み)	112 90	116 84	146 111	173 126	145 117

保育園 量の見込み・確保方策の修正

北区全域	1年目(令和2年度)			2年目(令和3年度)			3年目(令和4年度)			4年目(令和5年度)			5年目(令和6年度)			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	4,399	3,384	726	4,684	3,366	729	4,761	3,469	745	4,886	3,558	747	5,032	3,503	731	
	4,492	3,388	701	4,629	3,356	719	4,592	3,441	736	4,564	3,529	755	4,573	3,614	770	
②確保方策	特定教育・保育施設	4,992	3,189	709	5,218	3,281	721	5,218	3,281	721	5,218	3,281	721	5,218	3,281	721
	特定地域型保育事業	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108
	認可外保育施設等	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26
	②-①過不足	593	153	117	534	263	126	470	160	110	345	71	108	199	126	124
	500	166	150	601	290	144	638	205	127	666	117	108	657	32	93	
赤羽地域	1年目(令和2年度)			2年目(令和3年度)			3年目(令和4年度)			4年目(令和5年度)			5年目(令和6年度)			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,843	1,394	265	1,964	1,372	274	2,026	1,390	280	2,082	1,420	282	2,126	1,431	280	
	1,843	1,373	265	1,902	1,337	272	1,878	1,372	279	1,859	1,407	286	1,843	1,441	292	
②確保方策	特定教育・保育施設	2,173	1,291	288	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297	2,277	1,335	297
	特定地域型保育事業	0	56	24	0	56	24	0	56	24	0	56	24	0	56	24
	認可外保育施設等	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30	0	64	30
	②-①過不足	198	139	36	73	156	46	50	111	41	37	89	44	117	144	52
	330	9	65	313	75	65	251	57	59	195	27	57	151	16	59	
	38	71	375	118	73	399	83	66	418	48	59	434	14	53		
王子地域	1年目(令和2年度)			2年目(令和3年度)			3年目(令和4年度)			4年目(令和5年度)			5年目(令和6年度)			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,455	1,087	252	1,580	1,070	242	1,603	1,115	247	1,690	1,137	244	1,770	1,082	236	
	1,633	1,168	227	1,677	1,159	235	1,661	1,197	242	1,632	1,236	250	1,641	1,274	257	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244	1,653	1,099	244
	特定地域型保育事業	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36
	認可外保育施設等	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8
	②-①過不足	198	139	36	73	156	46	50	111	41	37	89	44	117	144	52
	20	58	61	▲24	67	53	▲8	29	46	▲21	▲10	38	▲12	▲48	31	
滝野川地域	1年目(令和2年度)			2年目(令和3年度)			3年目(令和4年度)			4年目(令和5年度)			5年目(令和6年度)			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,101	903	209	1,140	924	213	1,132	964	218	1,114	1,001	221	1,136	990	215	
	1,016	847	209	1,050	860	212	1,053	872	215	1,073	886	219	1,089	899	221	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,166	799	177	1,288	847	180	1,301	847	180	1,301	847	180	1,301	847	180
	特定地域型保育事業	0	109	48	0	109	48	0	109	48	0	109	48	0	109	48
	認可外保育施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①過不足	65	5	16	148	32	15	169	▲8	10	187	▲45	7	165	▲34	13
	150	70	118	250	105	18	247	93	15	227	79	11	211	66	9	

【今後の方向性】の修正について

保育園の【今後の方向性】(P110) 3つ目の○について、31年度に待機児童が119名発生したこと及び、地域偏在により待機児童が生じる可能性がある旨を追記します。

修正後

○地域ごとの偏在や需給バランスの不均衡が発生した場合は、待機児童(※)が発生する可能性があります。その際は状況に応じて解決策を検討し、調整を行います。定員の拡大に向けた整備等を進めます。

※平成31年4月1日時点で119名

学童クラブの定員拡大について

1 要 旨

学童クラブの待機児童を解消するため、学童クラブの新設等を行い、240名の定員拡大を図る。

2 概 要

【全体】平成 31 年 4 月 72 学童クラブ、定員 2,980 名
令和 2 年 4 月 77 学童クラブ、定員 3,220 名
(前年度比定員 240 名拡大予定)

【各小学校】

- (1) 稲田小学校 (定員 50 名拡大)
稲田こどもクラブ第二 (新設) ※赤羽児童館 (旧育成室) を活用
- (2) 田端小学校 (定員 45 名拡大)
田端ぽぷらクラブ第三 (新設) ※田端児童館の一部を活用
- (3) 柳田小学校 (定員 40 名拡大)
柳田みどりクラブ第二 (新設)
- (4) 第四岩淵小学校 (定員 40 名拡大)
四岩小いちょうクラブ第二 (新設)
- (5) 滝野川小学校 (定員 40 名拡大)
滝小こどもクラブ第三 (新設)
- (6) 王子第二小学校 (定員 25 名拡大)
王二なかよしクラブ (定員拡大)

3 今後の予定

令和 2 年 1 月～3 月上旬	改修工事等完成
3 月中旬	開設準備
4 月	学童クラブ開始

(参考)

◎学童クラブの待機児童数の状況

平成30年4月：125名（前年度比 60名の定員拡大）

平成31年4月： 80名（前年度比295名の定員拡大）

◎学童クラブの新設・移設等一覧（関連学童クラブ抜粋）

令和2年度					令和元年度		
	小学校	学童クラブ名	変更内容	定員	小学校	学童クラブ名	定員
1	稲田	稲田こどもクラブ第一	名称変更	50	稲田	稲田こどもクラブ	50
		稲田こどもクラブ第二	新設	50			
2	田端	田端ぼぶらクラブ第一	名称変更	40	田端	田端ぼぶらクラブ	40
		田端ぼぶらクラブ第二	名称変更	40		田端かえてクラブ	40
		田端ぼぶらクラブ第三	新設	45			
3	柳田	柳田みどりクラブ第一	名称変更	40	柳田	柳田みどりクラブ	40
		柳田みどりクラブ第二	新設	40			
4	第四 岩淵	四岩小いちょうクラブ第一	名称変更	40	第四 岩淵	四岩小いちょうクラブ	40
		四岩小いちょうクラブ第二	新設	40			
5	滝野川	滝小こどもクラブ第一		40	滝野川	滝小こどもクラブ第一	40
		滝小こどもクラブ第二		40		滝小こどもクラブ第二	40
		滝小こどもクラブ第三	新設	40			
6	王子 第二	王二なかよしクラブ	定員拡大	65	王子 第二	王二なかよしクラブ	40
7	堀船	堀船つくしクラブ第一	移設・ 名称変更	40	堀船	堀船つくしクラブ一	40
		堀船つくしクラブ第二	移設・ 名称変更	40		堀船つくしクラブ二	40
小計（7校）				650	小計（7校）		410
上記以外の小学校（28校）				2,570	上記以外の小学校（28校）		2,570
合計（35校）				3,220	合計（35校）		2,980

浮間中学校等複合施設の開設について

1 要 旨

浮間中学校、浮間図書館、浮間子ども・ティーンズセンターについては、現在改築を進めている浮間中学校等複合施設へ令和2年4月に移転し、開設・開館する予定である。

4月の開設・開館に先立ち、現施設の利用期間や、開設・開館準備に伴う臨時休館等のスケジュール、新施設の概要や利用方法等を、地域や利用者に対して周知していく。

2 浮間中学校新校の開設

- (1) 現校舎 令和2年3月31日（火）まで
 - ※引越し 3月26日（木）～3月31日（火）
- (2) 新校舎 4月 1日（水）開設
- (3) 地域開放
 - ①校庭夜間開放 5月 7日（木）開始予定
 - ②学校設備等使用 5月 7日（木）開始予定

3 利用期間

【浮間図書館】

- (1) 現施設 令和2年3月 1日（日）まで
 - ※臨時休館日（引越し） 3月 3日（火）～3月31日（火）
 - ※浮間図書館窓口での予約資料受取可能期間 3月 8日（日）まで
 - ※臨時休館期間においては図書の見学、貸し出しは行わない。返却についてはブックポストにて受付する。
- (2) 新施設 4月 1日（水）開館

【浮間子ども・ティーンズセンター】

(1) 現施設 令和2年3月27日(金)まで

※臨時休館日(引越し)

3月28日(土)～3月31日(火)

(2) 新施設

4月 1日(水)開館

4 経過及び今後の予定

(1) 経過(施設概要及び今後のスケジュールの報告)

令和元年10月15日(火)	浮間子ども・ティーンズセンター運営委員会会長報告・委員周知
16日(水)	浮間地区町自治会連合会会長会で報告
11月 7日(木)	開設に向けた地域説明会開催
12日(火)	庁議報告
11月26日(火)	区議会第4回定例会に東京都北区立学校設置条例、図書館設置条例、児童館条例の改正案を上程
12月 2日(月)	文教子ども委員会へ報告
令和2年 1月31日(金)	竣工

(2) 今後の予定

2月28日(金)	引き渡し
3月 上旬	学校設備等使用利用登録開始
3日(火)～31日(火)	浮間図書館臨時休館(引越し)
14日(土)	内覧会開催
26日(木)～31日(火)	浮間中学校引越し
28日(土)～31日(火)	浮間子ども・ティーンズセンター臨時休館(引越し)
4月 1日(水)	開設・開館
4日(土)	オープニングイベント
18日(土)	浮間中学校落成式
5月 7日(木)	校庭夜間開放・学校設備等使用開始

改築レター

★第5号★令和元年12月

発行：北区教育委員会事務局 教育振興部

学校改築施設管理課

浮間中学校等複合施設

4月1日の開設に向けて説明会を開催しました

～ 11月7日 西浮間小学校 にしうきホール ～

浮間中学校等複合施設は、令和2年4月の開設に向けて、地域のみなさまにもご協力をいただきながら、順調に新築工事を進めています。

本施設は、浮間中学校、浮間図書館、浮間子ども・ティーンズセンターの複合施設であり、教育環境の高機能化・多様化、浮間地区の子育ちのベースづくり、学びの場（学校、図書館）を拠点とした新たな活動の拠点づくり、地域のきずなを深める特色ある施設づくりを目指して計画されました。

4月の開設・開館に先立って開催した11月7日の説明会には、多くの方々にご出席いただきました。説明会での内容を、改築レター第5号でお知らせします。

【施設の特徴】

- ・ 駅から近い3つの複合施設
- ・ 道路と連続して整備した広い歩道状空地

【浮間中学校】

- ・ 200mトラックの広い人工芝のグラウンド
- ・ 雨水のトイレ排水再利用、太陽光パネルの設置、すべての照明にLEDを採用するなど、環境に配慮
- ・ 体育館空調や非常用発電機を導入、マンホールトイレやかまどベンチの整備など震災時の避難所機能を向上
- ・ トイレを100%洋式化

図書館がいつも身近に！

昼休みや授業等で浮間図書館を利用できます。

学校図書館が地区図書館！

充実した蔵書数の中から、図書館司書さんにオススメの本を教えてください。

学校図書館の充実！

学校図書館の蔵書数は約1万冊ですが、浮間図書館は約6万冊。



浮中生のメリット



図書館司書等によるレファレンスサービス

中学校の読書活動を支援。

子ども・ティーンズセンターの

音楽練習個室も借りられます！

本格的な音楽練習個室で、おもいっきり演奏できます。



【浮間図書館】

位置：1階北側中央

- 対面音訳室を整備
- 現浮間図書館で人気の「小上がり」を継承
- 二層吹き抜けのゆったりとした空間
- 学校エリア「調べ学習室・多目的ホール」を活用した閲覧スペースの充実



◇新旧施設延床面積比較◇

新浮間図書館 約 579 m² (現浮間図書館 約 679 m²…機械室その他 約 115 m²含む)
共有ラウンジ 約 136 m²
拡張可能諸室 (調べ学習室 約 93 m²) (多目的ホール 約 147 m²)

複合施設のメリット



1階の多目的ホールで

おはなし会の実施

おはなし会など、地域の読書活動支援の充実。

調べ学習室を活用した

閲覧スペースの充実

閲覧スペースを充実し、読書活動・学習を支援。



子供向けサービスの情報提供

「3歳児絵本プレゼント」など子育て応援事業の取り組みや、こどものためのおはなし会など、子供向けサービスの宣伝を強化できます。子ども・ティーンズセンターを利用するパパママたちにお知らせすることで、これまで以上に幼少期から本に馴染んでもらえます。



■ 現施設の利用期間について

【臨時休館日】 3月3日(火)～31日(火)

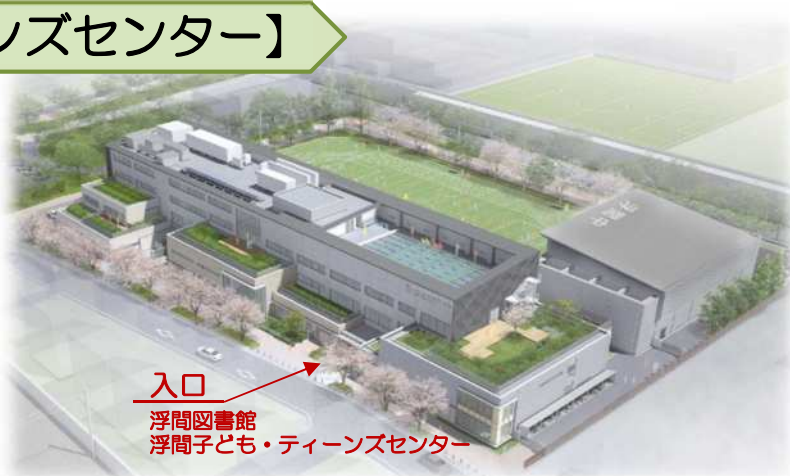
(※予約資料の受け取りは3月8日(日)まで、ブックポストの利用は3月30日(月)まで可能)

～新しい浮間図書館は4月1日(水)に開館します～

【浮間子ども・ティーンズセンター】

位置：1階北西側

- ・プレイルームにボルダリング施設を整備
- ・本格的な音楽練習ができる防音個室を2室整備
- ・床暖房を整備した親子ルーム
- ・浮間図書館と共有のラウンジは学校エリア「多目的ホール」と一体的な利用が可能



◇新旧施設延床面積比較◇
 新センター 約 411㎡ (共用トイレ含む)
 (現センター 約 492㎡)
 共有ラウンジ 約 193㎡
 拡張可能諸室
 (多目的ホール 約 147㎡)
 他に武道場約 285㎡なども共有



学校施設を利用したイベント

学校の武道場や和室、特別教室の共用利用による図書館や学校と協同した活動の展開。

中学生との連携

乳幼児と中学生のふれあい交流事業を通じた異年齢交流の更なる充実。

学校との連携

学校との情報共有の推進による生徒の成長の見守り。

■ 現施設の利用期間について

【臨時休館日】 3月28日(土)～31日(火)

～新しい浮間子ども・ティーンズセンターは4月1日(水)に開館します～

■ 浮間子ども・ティーンズセンターの利用者説明会を開催します

【日時】 1月18日(土) 午前10時30分から

【場所】 現在の浮間子ども・ティーンズセンター(北区浮間1-8-2-101)

【浮間中学校地域開放】



※学校設備等使用については、学校、子ども・ティーンズセンター、図書館の利用を優先し、残った枠を団体に貸し出します。

	①学校設備等使用（5月7日～）	②校庭夜間開放（サッカー）（5月7日～）
使用可能 時間帯枠	(午 前) 9:00～12:00 (午後1) 12:00～15:00 (午後2) 15:00～18:00 (夜 間) 18:30～21:30 ※平日は夜間のみ	月・火・木・金・日の (夜 間) 18:30～20:30 ※水・土は休場日
対象施設	○校庭（土・日の午前・午後1・午後2） ○体育館 ○武道場 ○和室 ○多目的ホール	校庭（月・火・木・金・日の夜間）

■ 学校設備等使用の団体登録及び利用抽選会（5月分）を行います

【日時】 令和2年3月14日

〈登録会〉 午前10時30分～随時

〈抽選会〉 午後1時30分開始

【会場】 浮間ふれあい館 3階 第3ホールA

詳しい内容は1月20日に北区ホームページに掲載いたします。

今後のスケジュール（予定）

1月20日	北区ニュースでお知らせ（閉館・開館日、内覧会日程、施設予約他）
1月31日	竣工
3月14日	内覧会の開催
3月 下旬	春季休業中に浮間中学校引越し
3月20日	北区ニュースでお知らせ（施設オープンのお知らせ）
4月 1日	開設・開館
4月 4日	オープニングイベント



■ 問い合わせ先 ■

改築事業に関すること	学校改築施設管理課	☎03-3908-9277
地域開放に関すること	生涯学習・学校地域連携課	☎03-3908-8282
浮間図書館に関すること	赤羽図書館	☎03-3901-1992
浮間子ども・ティーンズセンターに関すること	子どもわくわく課	☎03-3908-9361
工事に関すること	営繕課	☎03-3908-8123

子ども家庭支援センター条例の制定について

1 要 旨

児童虐待等の相談機能を強化していくために、子ども家庭支援センター（以下、「センター」とする。）のすべての事業を育ち愛ほっと館から旧清至中学校別棟に移転することにもない、「育ち愛ほっと館条例」を廃止し、「子ども家庭支援センター条例」を制定する。

2 経 緯

北区は平成13年に児童館を所管する課の一係として、子ども及び家庭に関する地域支援の拠点である育ち愛ほっと館を開設し、「育ち愛ほっと館条例」を制定し、平成19年に育ち愛ほっと館を児童虐待対策に取り組むセンター事業に位置づける条例改正を行った。

平成28年に課として子ども家庭支援センターを新設し、育ち愛ほっと館をセンターの係としたが、「育ち愛ほっと館条例」では子ども家庭支援センターとして育ち愛ほっと館を位置付けている。

さらに、平成31年4月から、虐待相談の増加に対応し、相談機能及び職員体制の強化を図るため、センター事務室の一部（庶務、相談、児童相談所設置担当）を旧清至中学校別棟に移転したことに続いて、今年度末にすべての事業（ひろば事業、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業等）を移転する予定である。

3 条例の内容

(1) 設置場所

北区王子6丁目7番3号（旧清至中学校別棟 床面積 882 m²）

(2) 施設内容

相談室、プレイルーム、相談室、会議室

(3) 利用者

区内在住の18歳未満の者及びその保護者、子ども及び家庭に係る支援活動を行っている者等

(4) 事業内容

ア 子ども及び家庭に係る総合相談に関すること

イ 子ども及び家庭の支援に係るサービスの提供及び調整に関すること

- ウ 子どもに対する虐待の防止に関すること
- エ 子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること
- オ 子育てに係る地域活動の支援に関すること
- カ 子ども及び家庭の支援に係る情報の提供に関すること

(5) 施行期日

令和2年4月1日

4 今後の予定

令和2年2月20日 北区ニュースにて広報

3月下旬 育ち愛ほっと館の全事業を移転

4月1日 子ども家庭支援センター条例施行

5 他区の状況 22区中16区が条例による設置

子ども・子育て会議
令和2年2月10日
子ども未来部副参事
(児童相談所開設準備担当)
子ども未来部子ども家庭支援センター

「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」の締結について

1 要 旨

これまでも区及び教育委員会と区内三警察署は、要保護児童対策地域協議会等において、児童虐待事案等についての情報共有を図り、連携して対応してきた。

近年、警察への通告や児童虐待相談が増加するとともに、内容の複雑化や多様化に伴い、区及び教育委員会と区内三警察署が、これまで以上に緊密に連携し対応する必要性が高まっている。

本協定を締結することにより、区及び教育委員会と区内三警察署との連携を明確化するとともに、さらなる連携体制の強化を行い、児童虐待等の早期発見と未然防止を図り、子どもの安心・安全の確保に努める。

2 協定の内容

- (1) 児童虐待が疑われる事案等に的確な対応を図るため、相互に必要な情報を共有し、児童の安全確保に努める。また、共有した情報については、確実に記録し、管理するとともに、個人情報保護の徹底に努める。
- (2) 必要に応じて、相互に応援要請を行い、合同訪問等により児童の安全確認や安全確保が図られるよう努める。
- (3) 東京都北区要保護児童対策地域協議会における代表者会議等の積極的な開催及び参加に努め、関係機関の意見交換、情報共有等が積極的に行われるよう必要な働きかけに努める。
- (4) 児童虐待防止に関して広く区民の理解・協力が得られるよう、相互の連携によるキャンペーンの実施及び講演会の開催等、普及啓発活

動の推進に努める。

- (5) 事案対応等における円滑な連携が図られるよう、更なる協力関係を構築し、合同研修及び勉強会等の開催の推進に努める。

3 協定締結

令和元年12月16日

4 他区の動向

11区で類似の協定を締結（令和元年11月1日現在）

北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）について

1 要 旨

児童相談行政の更なる充実・強化を図るため、児童相談所の整備については、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等を一体的に整備することとし、「児童相談所等複合施設基本構想検討委員会」において検討を行ってきた。

今回、児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）を取りまとめたため報告する。

2 現 況（経過等）

平成 30 年 9 月 施設の複合化について文教子ども委員会に報告
10 月 児童相談所等複合施設基本構想検討委員会設置
(令和元年 11 月までに 4 回開催)

3 基本構想（骨子案）の内容

別紙「北区児童相談所等複合施設基本構想（骨子案）」のとおり

4 今後の予定

令和 2 年 2 月下旬 文教子ども委員会に「北区児童相談所等複合施設基本構想（素案）」を報告、各会派から意見聴取
2 月下旬～ 「北区児童相談所等複合施設基本構想(素案)」
3 月上旬 に係る住民説明会の開催
3 月 「北区児童相談所等複合施設基本構想」の策定

北区児童相談所等複合施設 基本構想（骨子案）

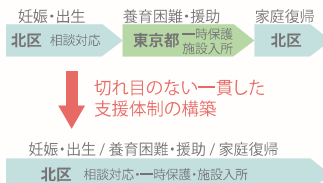
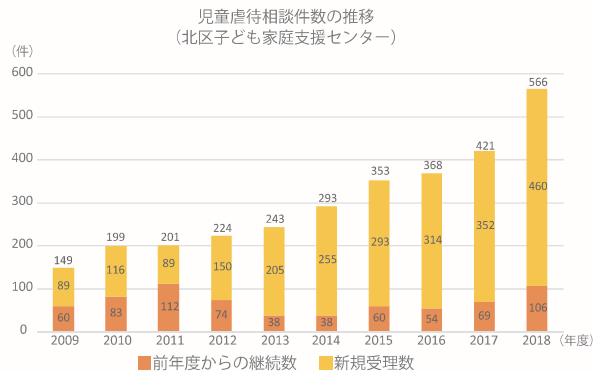
子どもは社会の希望であり、未来を作る大切な力です。しかし、社会状況の変化により新たな問題が生じるなど、子どもを取り巻く環境の多様化や複雑化に伴い、子育てや教育に対して不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

こうした課題を解決し、区民が安心して子どもを育てることができる環境の形成及び子どもの健全な育成に寄与するため、「北区児童相談所等複合施設」を構想します。

施設整備の背景

全国の児童虐待対応件数は増加の一途をたどっており、児童虐待に対する国民の意識も高まっています。東京都においては、都の児童相談所と、特別区の子ども家庭支援センターの両機関が連携した児童相談行政が展開されてきましたが、都区の二元的な運用体制の下で生じる、情報共有をはじめとした様々な問題が指摘され、その解消が喫緊の課題となっていました。

平成28年の児童福祉法の改正により特別区による児童相談所の設置が可能になり、より迅速で身近な施設の必要性から、北区でも児童相談所を設置することとなりました。北区では児童相談所の設置とあわせて、子どもに関する施設を一体的に整備することで、子ども・教育に関する総合的な支援拠点として施設を整備します。



基本構想の策定方針

「北区教育・子ども大綱」の基本方針及び「北区子ども・子育て支援計画2020」の基本的な視点を踏まえ、北区児童相談所等複合施設を整備します。

子育て分野

“子育て”への支援
“すべて”の子育て家庭への支援
“まちぐるみ”での子育て支援

(北区教育・子ども大綱より)

教育分野

『まなび』 個の成長
『ささえ』 協働と貢献
『つなぐ』 継承と循環

子どもの人権を尊重し
「子どもの最善の利益」の
実現を目指す

(北区子ども・子育て支援計画2020より)

複合施設の整備方針

「旧赤羽台東小学校跡地利用計画」のコンセプトを継承し、北区児童相談所等複合施設の施設整備の考え方やレイアウト等の具体的な検討を進めていきます。

人が集い、人を育み、
未来への希望を紡ぐまち

(旧赤羽台東小学校跡地利用計画より)



複合化する主な機能（施設）

子育て相談
子育てひろば
子ども家庭支援センター

虐待相談
一時保護
児童相談所
一時保護所

発達相談
発達支援
児童発達支援センター
(さくらんぼ園)

教育相談
就学相談
教育総合相談センター

施設整備の考え方

- すべての人が集える一般開放ゾーンと、専門的支援を行う専門相談ゾーンの区分
- セキュリティやプライバシーに配慮した動線計画
- 明るく温かみのある快適な空間づくり
- 安心・安全な施設としての防犯・防災機能の確保
- 将来の法改正や社会状況の変化に柔軟に対応できる間取りや諸室配置
- 地球環境に配慮した省エネ性能の優れた施設
- 地域・周辺環境との調和

整備予定地

所在地 北区赤羽台 1-1-13
(旧赤羽台東小学校跡地)
敷地面積 約5,000㎡(予定)
延床面積 約5,000㎡(予定)
施設規模 3～4階建(予定)



整備スケジュール

複合施設の開設 令和7年度(予定)
児童相談所・一時保護所の開設
令和8年度(予定)

児童相談所の開設に向けた主な課題

- 人材の確保・育成
- 関係機関との役割分担
- 財源に関する協議等
- 自治体間の広域連携
- 児童相談所設置市の事務

新規

子育てするなら北区が一番

10. 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援

NPO 法人と協働して産後デイケア
事業を実施するのは、23区初！

区内の民間団体と協働して産後デイケア事業を拡充するとともに、産後ショートステイ事業の実施施設を拡大する。子どもショートステイ事業については、新たに乳幼児を対象とした事業や個人の協力家庭での養育を行う事業を開始する。

あわせて、これまで産前産後の母親を対象としてきた育児支援や家事援助事業について、新たに父親等を対象とすることで家庭への支援の拡充を図るとともに、産前産後の不安定な時期にある母親をサポートする専門支援員による支援を導入する。

- I 産後ケア事業の拡充
- II 子どもショートステイ事業の拡充
- III 安心ママヘルパー事業の拡充

I 産後ケア事業の拡充

予算額 37,282千円

目的、わらい等

核家族化が進み子育て環境が変化する中、子育てに関する悩みを持つ家庭が増えている。出産直後の母親の心身の疲労や悩み、育児不安等の軽減を図るために、産後デイケア事業を拡充するとともに、産後ショートステイ事業の実施施設を拡大する。

経過等

平成 27 年 4 月	産後デイケア事業開始
平成 29 年 10 月	産後ショートステイ事業開始
平成 31 年 4 月	産後ショートステイ事業の利用日数を1泊2日から3泊4日に拡大、1日あたり自己負担(税別)を6,000円から3,000円に引き下げ
令和 2 年 4 月	産後デイケア事業拡充、産後ショートステイ事業の実施施設拡大

事業内容

産後デイケア事業及び産後ショートステイ事業では、助産師のいる施設で、産後の心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように支援をしている。

令和2年4月から、産後デイケア事業について区内の民間団体と協働して実施規模を拡大するとともに、自己負担を半額程度に引き下げる。あわせて産後ショートステイ事業においては、実施施設を3施設から6施設(予定)に拡大し、より利用しやすい環境を整える。

○産後デイケア、ショートステイ事業の拡充内容

事業	内容	現行	→	拡充後
デイケア	実施施設	区内 1 施設		区内 2 施設
	年間利用予定	延 96 組		延 288 組
	自己負担	1 日あたり 5,000 円		1 日あたり 2,530 円
ショートステイ	実施施設	3 施設		6 施設（予定）

Ⅱ 子どもショートステイ事業の拡充

予算額 9,083千円

目的、ねらい等

これまで 2 歳以上を対象に区内児童養護施設に委託し実施してきた子どもショートステイ事業に加え、新たに都内乳児院に委託することにより 0 歳から 2 歳未満も対象とした乳幼児ショートステイ事業を開始する。また、個人の「協力家庭」の自宅において、一時的に養育を行う協力家庭ショートステイ事業について、令和 3 年度からの実施を目指し令和 2 年度中に募集を開始する。地域社会全体で子育てを支える体制を幅広く整備することで、社会的養護を推進する。

事業内容

(1) 乳幼児ショートステイ事業の開始

保護者の疾病や出張などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった 0 歳から 2 歳未満までの乳幼児が利用できる乳幼児ショートステイ事業を都内乳児院に委託し開始する。

対 象	0 歳から 2 歳未満までの乳幼児
定 員	1 名
利用日数	1 回の利用につき 7 日以内（6 泊 7 日）
自己負担	1 泊 6,000 円（以降 1 日 3,000 円）

(2) 協力家庭ショートステイ事業の実施準備

保護者の疾病や出張などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった 0 歳から小学生までの児童が利用できる協力家庭ショートステイ事業について募集を開始し、実施に向けた準備をする。



Ⅲ 安心ママパパヘルパー事業の拡充

予算額 6,585千円

目的、ねらい等

産前及び産後 6 か月までの乳児をもつ母親を対象としていた育児支援や家事援助を行うヘルパー派遣について、父親等も対象とするとともに、産前産後の不安定な時期にある母親をサポートする専門支援員による支援を導入する。家庭への支援の拡充を図り、子どもの健やかな育ちを支援し退院後の育児不安解消や養育困難な家庭の早期発見を行う。

事業内容

(1)ベビーシッターによる家事・育児支援

事業者からヘルパー(ベビーシッター資格者)が訪問し、育児の支援や家事の補助(日常的な簡単な家事)を行う。

(2)専門支援員による家事・育児支援(母親のみ対象)

事業者から産前産後の母子に必要な知識、技術を持った専門支援員が訪問し、育児や相談及び家事など生活全般の支援を行う。

事業	利用上限		利用者負担額
	産前	産後	
ベビーシッター	3回	6回	1回(2時間) 2,000円
専門支援員	2回	6回	

(産後ケア事業について)

健康推進課長 内山 義明

☎3908-9016

(子どもショートステイ事業、安心ママパパヘルパー事業について)

子ども家庭支援センター所長 清田 初枝

☎3914-9565

11. 子どもの未来応援事業の充実

～総合的な子どもの貧困対策の推進～

「北区子どもの未来応援プラン」及び「生活困窮者自立支援制度」に基づき、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進する。

- I 子ども食堂を実施する団体への支援の拡充
- II そらまめ相談室(ひとり親家庭等相談室)による支援の拡充
- III 子どもの学習支援事業の拡充

I 子ども食堂を実施する団体への支援の拡充

予算額 7,261千円

食事提供を含む、地域の子どもの居場所づくり(子ども食堂)に取り組む団体の継続的な活動を支援するため、継続団体の活動経費一部助成の補助上限額の引き上げや補助対象経費の改定を行う。

目的、わらい等

主に家庭の事情等により孤食の常況にある子どもを対象に食事の提供及び居場所づくりを行う団体を支援することにより、困難を抱える世帯の子どもが安心して過ごすことができる地域の居場所づくりの推進を図る。

また、コーディネーターを配置(区社会福祉協議会へ委託)し、団体の活動への助言、支援を図り、団体同士や活動者と支援者のネットワークの充実を図る。

事業内容

- (1) NPOやボランティア団体等、主体的に地域と連携しながら、月2回以上食事提供を含む子どもの居場所づくりに取り組む団体に対して、実施にかかる経費の一部を支援する。
- (2) 令和2年度は、補助金申請2年目以降の継続団体への補助上限額を20万円から24万円へ引き上げるとともに、2年目以降の対象経費を拡充し※、運営のさらなる支援を図る(補助金募集团体数は20団体)。
- (3) 子ども食堂の立ち上げや、継続した活動ができるよう、開設・運営継続に向けた助言、団体間の情報交換、ボランティアの掘り起こしや養成、活動者と支援者とのコーディネート等の支援を行う。

補助申請団体	補助上限額	
	従来	令和2年度
継続団体	20万円	24万円
新規団体	30万円	30万円

※食器や調理器具など、経年劣化により買い替えが必要なものについても対象経費とする。

Ⅱ そらまめ相談室(ひとり親家庭等相談室)による支援の拡充

ひとり親家庭の総合相談窓口

予算額 11,007千円

子育て中のひとり親家庭等を対象にした「そらまめ相談室(ひとり親家庭等相談室)」による支援を拡充し、新たにひとり親家庭の就労支援に関する講習会及びそらまめ相談室専用ホームページ・メールマガジン等による情報発信を行う。

目的、わらい等

生活の中に多くの問題を抱えているひとり親家庭等に対し、生活全般に係る悩み事の相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備する。



「そらまめ相談室」ロゴ

事業内容

(1) 相談支援

産業カウンセラー、ファイナンシャルプランナー、弁護士等の有資格者が、適切な助言や各種支援策の情報提供を行う。窓口相談後も継続支援ができるよう、メール相談にも対応する。

(2) 講習会・交流会

ひとり親向けの交流会・講習会を開催する(土曜日・年8回)。

令和2年度は、ひとり親家庭の職業生活の安定や向上など就労の支援充実を図るため、従来の生活支援に関する講習会(育児・健康管理、家計管理セミナー等)に加え、就労支援に関する講習会を開催。

(3) 出張相談

土曜日の講習会・交流会の実施後に、生活全般の相談に応じる出張相談を行う(年8回)。また、日曜日には生活全般の相談に加えて、家計、養育費等の専門相談にも応じる出張相談を行う(年4回)。

(4) 情報発信(令和2年度開始)

- ・新たにそらまめ相談室の専用ホームページの運用を開始し、講習会・交流会のイベント情報や、ひとり親家庭向け支援策を紹介する。
- ・希望者に対して、メールマガジン等により月1回程度、ひとり親家庭向け支援策の情報を発信する。

Ⅲ 子どもの学習支援事業の拡充

生活困窮(生活保護・就学援助)世帯・ひとり親(児童育成手当受給)世帯等の子どもの学習支援について、小学生を対象とした学習支援については、会場数を拡大、中学生を対象とした学習支援については、定員及び実施教室数の拡大を図る。

✚ 目的、わらい等

貧困の連鎖の防止のため、家庭環境に困難を抱える世帯を対象に、小学生については、地域のボランティア団体等が、子どもの状況に寄り添った学習指導や見守りなどを行い、学力の向上だけでなく、子どもの居場所としての機能も担いながら、生活習慣の形成・改善や社会性の育成を図る。

また、中学生については、受験に向けた学習習慣の定着や社会性の育成等を目的とした、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施することにより、子どもの進路選択の幅の拡大や自立した生活習慣の実現を支援する。

(1) 小学生を対象とした学習支援事業の拡充

予算額 11,924千円

✚ 事業内容

- ①各教室は月2回の学習支援教室を開催する。
●令和2年度拡大 会場数:7カ所 → 8カ所
- ②子ども2~3名に対し、学習支援者1名を配置し学習するほか、キャリア学習イベントなどに参加する機会を設ける。
- ③保護者に対し、必要に応じて子どもの進学に関する公的支援などの情報提供を行う。

(2) 中学生を対象とした学習支援事業(みらいきた)の拡充

予算額 70,918千円

✚ 事業内容

- ①区有施設(5カ所)を会場に、週1回の学習支援教室を開催する。
●令和2年度拡大 定員:180名 → 220名 実施教室数:5教室 → 7教室
- ②受講者2名に対し、学習支援員を1名配置し、学力に応じた個別教材を活用し、高校進学を見据えた質の高い学習支援により、学力向上を実現する。

(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ-(2)について)

子ども未来課長 銭場 多喜夫 ☎3908-9097

(Ⅲ-(1)について)

北部地域保護担当課長 滝澤 麻子 ☎3908-1153



新規

子育てするなら北区が一番

12. 学校給食費保護者負担軽減策の実施

～子育てファミリー層が安心して住み続けられる環境づくり～

第2子への補助は23区初!

予算額 123,267千円

区立小中学校の給食費について、令和2年10月分から、第2子には半額、第3子以降には全額を補助し、保護者負担の軽減を図る。

目的、わらい等

区においても、これまで様々な子育て施策を行ってきたが、「子育てするなら北区が一番」の実現をより確かなものにして、区の子育て施策をさらに充実させるため、区内に住所を有する同一世帯であれば所得制限を行うことなく、また第1子の年齢を問わず、第2子以降の学校給食費の補助を行い、多子世帯の負担軽減を図る。

事業内容

住民基本台帳の世帯データと区立小中学校の就学データをもとに、第1子の年齢にかかわらず、区内に住所を有し、区立小中学校に通う第2子以降の子どもを抽出管理するシステムを新たに構築し、令和2年10月分の給食費から、第2子は半額、第3子以降には全額を補助する。

【想定される対象児童数】

- ・第2子 約4,500人
- ・第3子以降 約1,300人

【必要経費】(10～3月分)

- ・第2子…………… 69,756千円
- ・第3子以降……… 40,333千円

文部科学省が行った平成29年度の学校給食の無償化実施状況調査では、全国で完全無償化をしている自治体は4.4%、一部無償化は24.4%である。また、一部無償化のうち、第2子以降を無償化しているのが7自治体、第3子以降が91自治体、第4子以降が6自治体となっている。



学校支援課長 千田 琢己 ☎3908-9293



子育てするなら北区が一番

13. 教育支援環境の充実

新学習指導要領に示された確かな学力の育成、外国語教育等の充実を図るとともに、教育環境を整備する。

- I 英語検定料全額補助の拡充
- II 学力フォローアップ教室の全校拡充
- III 学校図書館指導員の配置日数拡充
- IV 小学校プログラミング教育の環境整備
- V スクールソーシャルワーカーの拡充

I 英語検定料全額補助の拡充

予算額 18,720千円

英語検定の検定料全額補助における対象学年を拡充し、児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着につなげる。

目的、わらい等

各種検定料を全額補助することにより、児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、義務教育終了時まで達成が求められる英語・数学・国語の基礎的な知識や技能を身に付けさせることを目的とする。

検定結果は、自己の到達度の指標となるだけでなく、高校入試での優遇や加點等もあり、自分の夢や進学目標に一步近づく効果が期待できる。

事業内容

各学年における英検・漢検・数検の補助に加え、英検の補助対象を、中学1、2年生まで拡充する。

検定種別	対象学年	到達目標級 (補助は全級を対象とする)
実用英語技能検定	中学3年生(現行)	3級
	中学2年生	4級
	中学1年生	5級
	小学6年生(現行)	5級

その他の検定料補助(現行実施)

日本漢字能力検定	中学3年生	3級
	小学6年生	5級
実用数学技能検定	中学2年生	4級

Ⅱ 学力フォローアップ教室の全校拡充

予算額 26,880千円

小学3～6年生を対象に放課後学習指導教室を行い、基礎的な学力定着を目指している。5、6年生の実施校を全校へ拡充することで、中1ギャップの解消を目指す。

目的、わらい等

児童・生徒の確かな学力を保証するため、基礎的な知識及び技能の確実な定着を図り、早い段階で児童・生徒の学習のつまづきを防ぐことを目的とした放課後学習指導教室を実施する。

北区基礎・基本の定着度調査の各教科で全児童・生徒が目標値の達成を目指すとともに、小学校から中学校まで連続した、切れ目のない一貫した学習支援環境を整える。

事業内容

北区基礎・基本の定着度調査のフォローアップ教材や東京ベーシック・ドリル等を活用し、個々に合わせた指導を行う(1回1時間程度、年間32回)。

3、4年生：全校で実施済

5、6年生：24校 → **全校へ拡充**

Ⅲ 学校図書館指導員の配置日数拡充

予算額 73,060千円

区立小・中学校に配置されている学校図書館指導員の配置日数を、週1日から週2日へ拡充することで、読書活動のさらなる充実を図る。

目的、わらい等

子どもの読書活動の推進に関する法律に「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。」とあり、児童・生徒の基礎学力の定着及び感性の醸成を図ることができることから、学校における読書活動をさらに充実させることで、児童・生徒の言語能力の向上が期待できる。



✚ 事業内容

学校図書館指導員(平成29年度より全校実施)配置の委託契約を、先行実施分を除くサブファミリーについて、週1回から週2回へ拡充する。

配置日数拡充により、学校図書館の利活用を促進し、学校教育における言語活動や探究的な活動、読書活動等の充実を図る。

IV 小学校プログラミング教育の環境整備

予算額 5,096千円

学習指導要領の改訂に則り、区立小学校においてプログラミング教育を実施し、論理的思考力を育むとともに、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度等を身につけさせる。

✚ 目的、ねらい等

プログラミングを通して、論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きや、社会がコンピューターをはじめとする情報技術によって支えられていることを学ぶ。また、身近な問題の解決に主体的に取り組む姿勢や、コンピューター等を上手に活用してよりよい社会を築く意識を育む。あわせて、教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせる。

✚ 事業内容

- 1年生 : 書籍を用いたプログラミング体験(アンプラグド・プログラミング)
- 3年生 : ロボットへ意図した処理を行わせるプログラミング体験(フィジカル・プログラミング)
- 4、6年生 : センサー(micro:bit)を使用したプログラミング体験を行う(センサー・プログラミング。6年生は理科で使用)。

他学年では配置済みのタブレット端末を用いたビジュアル・プログラミングを実施。そのほか、ICT教育アドバイザー等による技術的な助言を行うとともに、教員向け研修を実施する。



(I～IVについて)

教育指導課長 山崎 隆 ☎3908-9287

V スクールソーシャルワーカーの拡充

予算額 24,192千円

児童・生徒が抱える不登校、いじめや貧困等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーが、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源とのネットワークを構築し、地域における一体的で効果的・効率的な支援を行う。令和2年度は、スクールソーシャルワーカーを1名増員し、児童・生徒への支援体制の強化を図る。

目的、わらい等

増加傾向にある不登校、いじめや貧困等の課題を抱える児童・生徒に対し、区立小・中学校に派遣されたスクールソーシャルワーカーが、児童・生徒が置かれている学校や地域等の環境を多角的に把握したうえで環境に働きかけたり、家庭や学校、関係機関とのネットワークを構築したりすることにより、児童・生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図る。



経過等

平成30年度

2か年の事業「不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証」を開始。2つのサブファミリー※において、不登校に関する共通課題の解決のための連携方法等について、スクールソーシャルワーカーが中心となり、研究・検証を実施。あわせて、スクールソーシャルワーカーの効果的な人員・配置体制を検討。

令和元年度

スクールソーシャルワーカーを3名から1名増員し、4名体制へ。また、対象のサブファミリーを1つ追加して、3サブファミリーで研究・検証を実施。

令和2年度

スクールソーシャルワーカーを4名から1名増員し、5名体制へ。

※北区立の中学校1校と近隣の小学校、幼稚園・こども園からなるネットワーク

事業内容

- (1) 課題を抱えている児童・生徒を取り巻く環境への働きかけ。
- (2) 家庭や学校、関係機関とのネットワーク、連携体制の構築及び調整。
- (3) 児童・生徒、保護者、教員等に対する相談支援及び情報提供。
- (4) 教員や関係者(民生児童委員等)への研修活動。

教育総合相談センター所長 田名邊 要策 ☎3908-1326



子育てするなら北区が一番

14. 新たに取り組む学校施設の長寿命化

～学校施設の長寿命化・教育環境の充実に向けて～

北区では、「北区立小・中学校改築改修計画(平成 26 年 3 月)」に基づき、12 校の改築が完了し、4 校が事業中である。

今後、新たに策定する「北区立小・中学校長寿命化計画」(以下、「長寿命化計画」という。)では、「長く使いこなす＝長寿命化」という考え方を取り入れ、さらに積極的に小・中学校の改築改修事業を推進していく。

I 長寿命化の基本方針

学校施設については、従前の改築ペースを着実に実施しながら、目標使用年数を 80 年以上と設定し、改築更新時期の平準化を図る。

今後は、新たな長寿命化計画に基づき、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる大規模な改修工事を「リノベーション(長寿命化改修)」と位置づけ、改築事業とともに毎年一校ずつ計画的な改築改修事業に取り組んでいくこととした。

✚ 長寿命化計画策定経過等

平成 30 年 5 月に「学校施設整備方針・長寿命化計画検討委員会」を設置し、現行の「北区立小・中学校改築改修計画」を包括した長寿命化計画を策定するため、8 回の検討委員会を開催し、令和元年 12 月から令和 2 年 1 月にパブリックコメントを実施し、令和 2 年 3 月策定予定。

II リノベーション(長寿命化改修)

予算額 756,308千円

✚ リノベーション事業の年度別計画

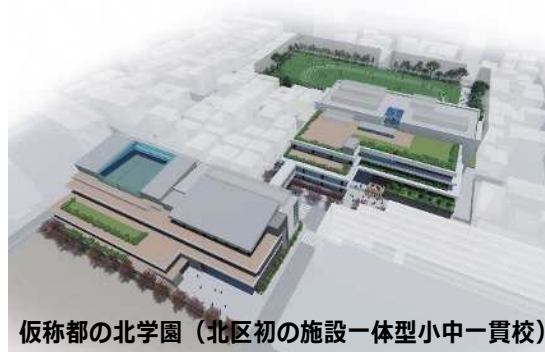
年度	31	2	3	4	5
学校名					
飛鳥中学校 (モデル事業)		基本・実施設計	工事	4年4月開設	
滝野川第四小学校		基本・実施設計		工事	6年3月整備完了

Ⅲ 計画的な学校改築の推進

予算額 3,017,158千円

✚ 改築事業の年度別計画

年度 学校名	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
王子第一小学校	基本・実施設計		→		工事	→		3年9月開設		
西が丘小学校			基本・実施設計		→		工事		4年9月開設	
仮称都の北学園			基本・実施設計		→		工事		6年4月開校 校庭改修工事	
堀船中学校					基本・実施設計		→		7年4月開設 工事	



学校改築施設管理課長 鈴木 正彦 ☎ 3908-9268

15. 保育所待機児童の解消に向けた取り組み

予算額 1,436,650千円

保育所待機児童の解消に向け、ここ3年間で2,000名を超える定員増を実施してきたところであるが、引き続き、待機児童が発生している地域や発生が見込まれる地域を中心に保育所定員拡大の取り組みを推進する。

目的、わらい等

子育てしながら働く世帯の支援をさらに強化するため、引き続き、保育所待機児童解消に向けて、認可保育所の誘致を中心とした保育所定員拡大を行う。また、区立保育園の大規模改修等を行い、良好な保育環境の充実を図ることで、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにする。

経過及び拡大予定(保育所定員拡大数)

	認可保育所等						認可外保育所			合計
	保育所		認定こども園		小規模 保育事 業所	事業所 内保育 所	認証 保育所	家庭 福祉員	定期利 用保育 施設	
	公立	私立	公立	私立						
H28	35	362	-	-	38	-	-	△5	-	430
H29	292	566	50	-	169	10	△30	-	-	1,057
H30	144	563	20	-	95	-	-	△5	△35	782
R1	54	216	20	-	38	-	△92	-	-	236
R2	11	248	-	-	-	-	△23	-	-	236
R3	12	330	-	-	-	-	-	-	-	342

R2……公立認可保育所(定員変更4園11名増)・私立認可保育所(新設4園・定員変更1園・認証保育所の認可保育所との統合1園248名増)・認証保育所(認可保育所との統合1園・定員23名減)

R3……公立認可保育所(定員変更1園12名増)・私立認可保育所(新設5園・定員変更2園330名増)

※令和元年6月に開設したキッズガーデン北区滝野川の定員については、R1の定員として計上。定員76名。

※上表のうちR2・R3については、現時点における各年度内の拡大予定(見込み数)であり、今後変動する可能性がある。

✚ 主な事業内容

1. 私立認可保育所の新設等

(仮称)にじいろ保育園志茂(志茂1丁目)

ライクアカデミー株式会社が、旧赤羽中学校跡地に認可保育所を開設する(令和3年4月開設予定)。定員84名。なお、開設前までの期間は遊休施設である旧志茂保育園舎を活用し、公私連携型保育所を開設する(令和2年4月開設予定)。定員47名。

区は開設準備経費を事業者へ補助するとともに、円滑に開園ができるよう事業者とともに準備・調整を進めていく。

2. 私立認可保育所等の誘致

待機児童の多い地域の解消を図るため、今後の保育園入所状況等に応じ、認可保育所を中心とした運営事業者を公募のうえ誘致する。

3. 区立保育園の大規模改修

(1) 滝野川北保育園

平成31年3月をもって閉館した滝野川北児童館跡(滝野川3丁目)を活用し、滝野川北保育園を定員拡大する(令和2年11月竣工予定)。なお、令和3年4月からの運営は、指定管理者が行う。

(2) 桜田北保育園

園舎建物が築40年以上経過しており、老朽化が進んでいることから、改修工事を行う(令和3年2月竣工予定)。



子ども環境応援担当課長 銭場 多喜夫 ☎3908-9095

16. 学童クラブのニーズの高まりへの対応

予算額 540,062千円

学童クラブのニーズの高まりを受けて対応するため、平成28年度から令和元年度までに465名の定員増を実施してきたところであるが、引き続き、待機児童が発生している学校や発生が見込まれる学校を中心に学童クラブの待機児童解消を推進する。

目的、わらい等

学童クラブの需要増加に対応するため、様々な手法で待機児童の解消を図る。

事業内容

学童クラブの待機児童解消に向けて、6つの小学校で学童クラブの新設・定員拡大を行い、240名の定員拡大を実施する。

学校名	拡大する定員	拡大前の定員	拡大後の定員
王子第二小学校	25名	40名 (40名)	65名 (65名)
柳田小学校	40名	40名 (40名)	80名 (40名×2室)
第四岩淵小学校	40名	40名 (40名)	80名 (40名×2室)
稲田小学校	50名	50名 (50名)	100名 (50名×2室)
滝野川小学校	40名	80名 (40名×2室)	120名 (40名×3室)
田端小学校	45名	80名 (40名×2室)	125名 (45名+40名×2室)

(学童クラブの整備について)

子ども環境応援担当課長 銭場 多喜夫 ☎3908-9095

(学童クラブの運営について)

子どもわくわく課長 氏江 章 ☎3908-9361

17. 児童相談所等複合施設の開設に向けて

予算額 26,179千円

令和7年度の児童相談所等複合施設の開設(児童相談所及び一時保護所については令和8年度の開設を予定)に向けて、整備予定地に係る各種調査を行うとともに、児童相談所等複合施設基本構想の策定を踏まえ、児童相談所等複合施設基本計画の策定や基本設計の実施に向けた準備を進めていく。

目的、わらい等

児童相談所等複合施設は、現在、設置に向けて検討している児童相談所及び一時保護所の整備と併せて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等を一体的に整備する。子どもに関する総合的な相談拠点として施設を整備することで、児童相談行政の更なる充実・強化を図る。

主な事業内容

(1) 児童相談所等複合施設基本構想の策定

児童相談所等複合施設基本構想は、施設の役割や施設整備の基本方針を示すものであり、平成30年10月に設置した「児童相談所等複合施設基本構想検討委員会」において策定に向けた検討を行ってきた。今後は、この基本構想をもとに、基本計画の策定、基本設計・実施設計、建設工事に取り組んでいく。

《複合施設の整備方針》

人が集い、人を育み、
未来への希望を紡ぐまち

(旧赤羽台東小学校跡地利活用計画より)



(2) 旧赤羽台東小学校跡地に係る各種調査

児童相談所等複合施設の整備予定地は、「北区学校施設跡地利活用検討委員会」における検討と「学校施設跡地利活用計画」を踏まえ、旧赤羽台東小学校跡地とした。令和2年度は、土壌の詳細調査や埋蔵文化財調査等を実施する。

(3) 児童相談所等複合施設基本計画・基本設計に向けたプロポーザルの実施

児童相談所等複合施設基本構想を踏まえた具体的な施設整備計画となる基本計画の策定や基本設計の実施に向けた準備に着手する。

児童相談所開設準備担当副参事

栗生 隆一

☎ 3914-9565